

ロシア木材輸出税の見直しについて

2010年9月15日現在

○ 輸出税の引き上げ措置の発表

2006年12月23日に発効したロシア森林法の追加的措置として、2007年2月7日に林産物の輸出税を発表しました。

針葉樹・広葉樹・ポプラ丸太、製材品の一部について、2007年7月1日を第1回目として、2011年までに4回にわたって輸出税を上げるとの内容

政令第75号（2007年2月5日付け）

品目			2007年 6月末迄	2007年 7月1日	2008年 4月1日	2009年 1月1日	2011年 4月1日
針葉樹丸太 (エゾマツ、トドマツ、カマツ、アカマツ)	%		6.5	20.0	25.0	80.0	80.0
	ユーロ		4	10	15	50	50
広葉樹 ナラ、ブナ	%		20.0	20.0	20.0	40.0	40.0
	ユーロ		24	24	24	50	50
針葉樹丸太 ポプラ、ユーカリ及び その他の広葉樹 (※)	%		10.0	10.0	10.0	80.0	80.0
	ユーロ		5	5	5	50	50
完全に加工されておらず、 多少皮がついている用材で 径15cm未満の針葉樹	%		10.0	20.0	25.0	80.0	80.0
	ユーロ		0	10	15	50	50
完全に加工されておらず、 多少皮がついている用材で 径15cm未満の広葉樹	%		0	0	0	0	80.0
	ユーロ		0	0	0	0	50

注：表中下段のユーロの欄は、最低輸出税額。税率で算定した課税額がこの欄の額を下回った場合でも支払わなければならない1m³あたりの最低輸出税額

※ その他の広葉樹のうちトネリコ、シラカバ、ヤマナラシの2008年12月31日までの輸出税率（最低税額）は記載された税率等と一部異なるが、2009年1月1日には一律80.0%（50ユーロ/m³）に引き上げられる。

○ 輸出税の引き上げ措置の延期

2008年12月24日付けロシア連邦政府政令第982号により、針葉樹丸太の輸出税の引き上げの1年間延期及び広葉樹の一部の丸太及び製材の一部の輸出税率については、2009年1月24日から1立米あたりの税額を100ユーロとすることが発表されました。

詳細は以下のページをご参照願います。

ロシア丸太輸出税引上措置の延期について

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/press/boutai/090123.html>

2009年12月23日付けロシア連邦政府政令第1071号により、針葉樹丸太の輸出税引き上げはさらに1年間延期されています。